

大阪市改革プロジェクトチームの推進体制(市政改革プラン3.1)

リーダー(規則第3条第2項)		サブリーダー(規則第3条第4項)		
市政改革室長		デジタル統括室長、総務局長、天王寺区長(区長会議会長)、旭区長(人事・財政部会長)、浪速区長(くらし・安全・防災部会長)、政策企画室長、財政局長、契約管財局長、市民局市政支援室長		
PT所掌事務 (規則第2条各号)	所掌事務を総括管理する リーダー・サブリーダー (規則第3条第7項)	担当チーム (規則第3条第10項)	担当チーム所掌事務 (規則第3条第11項)	プロジェクトメンバー(担当チームメンバー)(◆はチーム長) (規則第3条第8～9,13項)
その他行財政改革に関すること (第10号) ※令和6年3月31日までは第2号	市政改革室長	経営システムの見直しチーム	改革の柱2 官民連携の推進  1 各事業の経営システム見直し (1) 水道 (2) 工業用水道【4年4月実現済】 (3) 下水道【5年3月実現済】 (4) 幼稚園 (5) 保育所 (6) 一般廃棄物(収集輸送) (7) 市場(本場・東部市場) (8) 市営住宅【3年4月実現済】 (9) 動物園【3年4月実現済】	市政改革室 ◆行政改革担当部長 官民連携担当課長  財政局 財務部長 財務課長 財源課長  総務局 人事部長 制度担当課長 組織担当課長
その他行財政改革に関すること (第10号) ※令和6年3月31日までは第3号	市政改革室長	公共施設のあり方チーム	改革の柱3 効果的・効率的な行財政運営  2 施設・事業の適切なマネジメント (1) 持続可能な施設マネジメントの取組の推進	市政改革室 ◆改革推進担当部長 施設経営戦略担当課長  財政局 財務部長 財務課長  政策企画室 政策調整担当部長 政策調整担当課長 (公共施設のあり方を担当する者に限る)  ※都市整備局 ファシリティマネジメント担当部長 ファシリティマネジメント課長  ※教育委員会 学校環境整備担当部長 施設整備課長  ※契約管財局 管財部長 連絡調査課長 財産活用担当課長
施策・事業の見直しに関すること (第10号) ※令和6年3月31日までは第4号	市政改革室長	施策・事業の見直しチーム	改革の柱3 効果的・効率的な行財政運営  3 効率的な行財政運営 (1) 施策・事業の見直し	市政改革室 ◆行政改革担当部長 行政改革担当課長  財政局 財務部長 財務課長  政策企画室 企画部長 政策企画担当課長 (施策・事業の見直しを担当する者に限る)
歳入の確保に関すること (第10号) ※令和6年3月31日までは第6号	契約管財局長	未利用地の有効活用チーム	改革の柱3 効果的・効率的な行財政運営  3 効果的な行財政運営 (3) 未利用地の有効活用等	契約管財局 ◆管財部長 活用支援担当部長 財産活用担当課長  市政改革室 改革推進担当部長 施設経営戦略担当課長  財政局 財務部長 財務課長  政策企画室 政策調整担当部長 政策調整担当課長 (未利用地の有効活用を担当する者に限る)

※は、要綱に基づくメンバー

大阪市改革プロジェクトチームの推進体制(新・市政改革プラン)

リーダー(規則第3条第2項)		サブリーダー(規則第3条第4項)		
市政改革室長		デジタル統括室長、総務局長、天王寺区長(区長会議会長)、旭区長(人事・財政部会長)、浪速区長(くらし・安全・防災部会長)、政策企画室長、財政局長、契約管財局長、市民局区政支援室長		
PT所掌事務 (規則第2条各号)	所掌事務を総括管理する リーダー・サブリーダー (規則第3条第7項)	担当チーム (規則第3条第10項)	担当チーム所掌事務 (規則第3条第11項)	プロジェクトメンバー(担当チームメンバー)(◆はチーム長) (規則第3条第8～9,13項)
公共施設のあり方に関すること (第7号)	市政改革室長	公共施設のあり方チーム	取組方針3 持続可能な行財政基盤の構築  2 施設マネジメントの推進	市政改革室 ◆ 改革推進担当部長 施設経営戦略担当課長  財政局 財務部長 財務課長  政策企画室 政策調整担当部長 政策調整担当課長 (公共施設のあり方を担当する者に限る)  ※都市整備局 ファシリティマネジメント担当部長 ファシリティマネジメント課長  ※教育委員会 学校環境整備担当部長 施設整備課長  ※契約管財局 管財部長 連絡調査課長 財産活用担当課長
施策及び事業の点検及び精査に関すること (第9号)	市政改革室長	施策・事業の点検・精査チーム	取組方針3 持続可能な行財政基盤の構築  6 施策・事業の点検・精査	市政改革室 ◆ 行政改革担当部長 改革プラン推進担当課長  財政局 財務部長 財務課長  政策企画室 企画部長 政策企画担当課長 (施策・事業の点検・精査を担当する者に限る)
その他行財政改革に関すること (第10号)	市政改革室長	行政区域を越えた効率的な業務 執行体制のあり方検討チーム	取組方針2 業務改革の推進  1 行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方検討	市政改革室 ◆ 行政改革担当部長 行政改革担当課長  市民局 区政支援室区政支援担当部長 区政支援室区行政制度担当課長

※は、要綱に基づくメンバー